

Title	「制度的利他」の構想と法：他者指向的自由主義と新しい定点としての「社交」
Author(s)	菅, 富美枝
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44785">https://hdl.handle.net/11094/44785</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	菅 富美枝
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 18348 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科公法学専攻
学位論文名	「制度的利他」の構想と法—他者指向的自由主義と新しい定点としての「社交」
論文審査委員	(主査) 助教授 中山 竜一 (副査) 教授 松川 正毅 教授 三成 賢次

#### 論文内容の要旨

「利他的」行為に関する法的取り扱いそのものを検討の対象とする作業は、日本法においても英米法においてもこれまであまりなされてこなかったように思われる。これは、自律した強い個人が自由に自己利益を追求できる社会に基本的価値をおくりベラリズムが近代以降の法の基調であったことを考えるならば、比較的理解しやすいかもしれない。個人主義的色彩の濃いリベラリズムを強く反映している（とされる）法制度において、「利他的」行為は、射程外にある事柄としてそもそも始めから議論の中に入らないと想像できるからである。だが、果たして法と「利他的」行為は無関係でありえたのであろうか。

本論文は、法と「利他的」行為との接触問題を認識させるところとなった法的救助義務論の考察を端緒とし、より広い意味での自発的支援・援助行為と法との関係を様々な視点から再検討していくことを通じて、現代社会における「自由」の拡張として、選択的な絆＝他者との関係構築を可能とするような法理論および法制度の必要性を主張するものである。そして、他者利益的行為と法との関係を探求するにあたり、定点として「社交」の概念を用い、また「容易化」法の概念に目を向けることによって、個人、人一人の関係、社会、法のあり方について、新たな理解が示すことを目的とする。「関係の選択可能性」を基本概念とし、これを保障するような法制度、法理論によって、新たな社会連帯の可能性—個別・独立な諸個人間における行為を基盤とした連関（ネットワーキング）—を導く本論文の考察は、個別の問題についての処理という射程を越えて、現代社会における法編成原理の転換をもたらさうものだと考える。

本論文を通して、人と人との絆を保ちながら、それによって個人の指向性をより強く表現することを可能にするような共同性のあり方が思考される。この意味で、本論文は、〈個と共同性〉の関係そのものを再考する試みであるといえよう。特に、支援者（する側）に重点を置いた考察は、財の再配分に尽きず人的資源の確保が重要課題となっている現代社会において、重要な意義を有するものと考えられる。ここでの考察は、基礎法理学の領域にとどまらず、広く家族法、社会保障法などの実定法の分野において問題を処理する際にも、基礎的理論として発展する可能性を有していると考えられる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、救助義務、養子制度、ひいては社会保障制度の再編成を念頭に置きながら、法制度の新たな捉え方として「制度的利他」という視点を打ち出そうとするものである。その背景には、学位申請者の次のような現状理解が存在する。すなわち、民事法・刑事法を問わず、現行法制度の根底には、「経済人」類似の利己的人間観が存在しており、その結果として、援助を試みた人が逆に不法行為責任で訴えられたり、こうしたことを恐れるあまり、衆目の前で違法行為が行われていても見て見ぬ振りをするといった由々しき事態がもたらされている。だが同時に、申請者は、とりわけ英国の判例や立法を分析しつつ、新たな動きの萌芽にも目を向けている。つまり、こうした新たな判例・立法動向に見られるのは、救助者が不利な立場に陥ることのないよう法的な保障をあたえると同時に、「救助」や「援助」といった本来なら社会的に望ましい行為を間接的に奨励しようとする態度である。申請者が「制度的利他」の構想による法の捉え直しを提唱するのは、こうした「間接的奨励」の動きに理論的基盤をあたえ、そして、これをさらに押し進めるために他ならない。そして、申請者は、哲学、社会学、人類学諸理論を渉猟しつつ、この「制度的利他」の構想の中心に、方法的個人主義にも有機体的社会像にも与しない制度把握の鍵概念として、「社交」を据えるのである。

このような申請者の視点は非常に新鮮であり、同時に、近代主義的な「法の支配」観やリベラル・デモクラシーの乗り越えを模索しつつある昨今の理論的潮流からしても、その目の付け所の良さは特筆に値する。申請者は、基礎法学や哲学、社会学、人類学の諸文献は言うまでもなく、数多くの判例や立法をも参照しながら、従来の基礎法学にはない新たなスタイルを打ち出そうとしており、この点についても、大いに評価されなければならない。状況の分析から新たな把握を導きだす過程において、論証の面で若干弱い点も見られない訳ではないが、全体としては、単なる着想に終わらせず独自の法理解へと展開させる力量を有するものと認められる。以上を考慮し、審査委員一致で、申請者は、独立した研究者として研究を遂行できるレベルに達しており、学位授与に相当するものと判断する。